

公務災害 知ってこう 補償制度



公務災害補償制度とは？

非常勤消防団員が公務上の災害を受けた場合に、非常勤消防団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものです。

消防の仕事は危険性が高く、公務上の災害が少なくありません。この制度は、非常勤消防団員が万が一災害に遭ったときに、その治療費の負担や身体が不自由になった場合の後の生活等を心配することなく、活動に専念してもらうために設けられた制度です。

なお、「公務上の災害」とは、消防団活動等により被った負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害をいいます。この制度は、市町村を通じて秋田県市町村総合事務組合が実施しています。

補償の内容

✓療養補償

傷病の治療に要した次の費用を支給します。

- ① 診療費 病院の治療費
- ② 調剤費 薬局の薬剤料
- ③ 看護料 訪問看護や付添看護等の利用料
- ④ 移送費 病院までの交通費

✓休業補償

傷病により勤務や業務に従事することができず、給与や業務上の収入を得られなかったときに、その勤務や業務に従事することができない期間、得られなかった収入の一部を支給します。

✓傷病補償年金

傷病が1年6か月を経過しても治らず、一定の傷病等級に該当するときに、その傷病が継続している期間、年金を支給します。

✓障害補償

傷病により一定の障害が残ったときに、年金又は一時金を支給します。

✓介護補償

特定の障害により常時又は随時介護を受けたときに、その費用を支給します。

✓遺族補償

非常勤消防団員が死亡した場合に、遺族に対して、年金又は一時金を支給します。

✓葬祭補償

非常勤消防団員の死亡に際して、遺族等が葬祭を行った場合に、一時金を支給します。



その他の給付

✓福祉事業

非常勤消防団員又は遺族の福祉を増進するため、上記の補償を補完する付加的給付を行います。

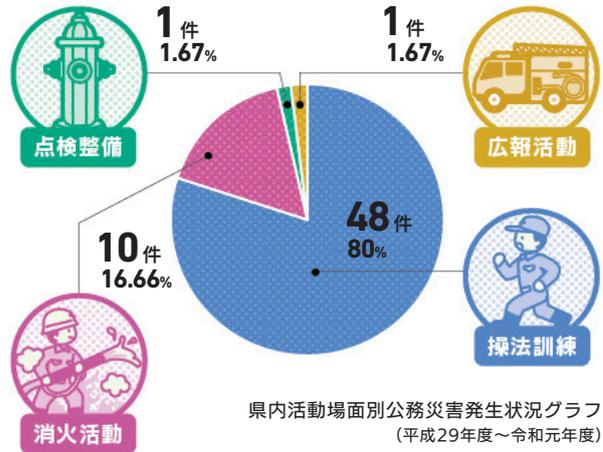
✓自動車等損害見舞金

災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに、緊急に自家用自動車（原動機付自転車含む）で出勤した場合に、災害現場への往復途上若しくは駐車中に生じた自動車等の損害に対し、損害の程度に応じて見舞金を支給します。

公務災害発生状況

県内では過去3年間で60件の公務災害が発生しています。中でも操法訓練中の災害が最も多く、全体の80%を占めています。この発生傾向は全国的にも同様です。訓練だからと油断せず緊張感を持って、ウォーミングアップやクールダウンをしっかりと行って、公務災害を防止しましょう。

操法訓練にかかわらず、消防団活動では常に災害発生の危険性があります。ちょっとした災害が大きな負傷や障害になることもあります。自分は大丈夫と思わず、公務災害発生の危険性を念頭に置きながら、気をつけて活動に従事しましょう。



県内活動場面別公務災害発生状況グラフ
(平成29年度～令和元年度)

公務災害発生活動場面

操法訓練

- 走り出したところ足をひねった。
- 担いでいたホースを落とし金具が顔に当たった。



点検整備

- 防火水槽の点検中、蓋を足に落とした。
- 消火栓の除雪作業中、転倒した。



消火活動

- 消火活動中、やけどした。
- 火災現場に向かう途中転倒した。



広報活動

- 火災予防のチラシを配布中、転倒した。
- ポンプ車で火災予防の巡回中、交通事故に遭った。



活動中に負傷したら

消防団を通じて市町村へ報告し、すぐに病院を受診してください。

病院を受診する際には次のことに注意してください。



- 受付時に健康保険は使用せず、公務災害であることを申し出てください。
- 公務災害は傷病名を認定します。整骨院や接骨院では傷病の診断ができないので必ず病院を受診してください。
- 医師の指示に従わなかったり、自己の判断で、治療を止めたり転院した場合は、補償を受けられなくなる場合があります。
- 請求手続きは、所属の市町村にご確認ください。